

東京都漁業協同組合連合会

第1 審査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

東京都漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき、昭和25年1月に設立された法人であり、所属員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 購買事業

燃油、漁業用資材等、所属員の事業に必要な物資の供給

イ 販売事業

天草、鮮魚、活魚等、所属員の漁獲物その他生産物の販売

ウ 保管事業

天草等、所属員の獲得物その他生産物の保管

エ 利用事業

水産会館、船揚施設等、所属員の事業に必要な共同利用に係る施設の提供

オ 共済事業

共済保険等、所属員の福利厚生

カ 指導事業

経営、知識の向上等、所属員への教育、情報提供、監査及び指導

(2) 都との関係

都は、漁連が行う漁協指導強化対策事業等に対し補助金等を交付しており、補助金等の交付目的、補助率、交付額等は、表1及び表2のとおりである。

(表1) 補助金等の交付目的及び補助率・負担割合

種 別 (補助金等交付要綱)	交 付 目 的	補 助 率 (負 担 割 合)
漁協指導強化対策事業費補助金 (漁協指導強化対策事業費補助金交付要綱)	<p>漁協の経営改善を図るため、組織、財務、営漁等の指導體制の強化</p> <p>個々の漁業者の経営管理能力向上、財務体質の改善</p> <p>① 漁協経営強化特別対策事業（漁業経営指導協会に係る経費）</p> <p>② 漁協指導強化対策事業（漁連指導室に係る経費）</p>	<p>①10/10以内 (国1/2、都1/2)</p> <p>②人件費10/10以内、事務費1/2以内 (都単独補助)</p>
漁協緊急再生事業利子補給金 (漁協緊急再生事業利子補給金交付要綱)	島しょ漁協の経営体制、業務機能等の整備・強化（漁連が行う島しょ漁協の緊急再生事業に対する利子補給）	借入額に借入利率(2%)を乗じた額又は87,600千円のいずれかの低い額 (都単独補助)
自主的資源管理支援対策事業費補助金 (自主的資源管理支援対策事業費補助金交付要綱)	水産資源の回復増大（漁連が行う漁業者検討会の開催及び運営に係る経費）	3/4以内 (国1/2、都1/4)
大中型まき網漁業等対策事業費補助金 (大中型まき網漁業等対策事業費補助金交付要綱)	島しょ漁場利用の紛争防止、漁家経営の安定（漁連が行う協議会の開催及び運営に係る経費）	1/2以内 (国1/4、都1/4)

※ 表中の漁協とは、漁業協同組合の略

(表2) 補助金等の交付実績

(単位：千円)

種 別	補助対象事業費及び補助金交付額			
	平成15年度		平成16年度	
	補助対象事業費	補助金交付額	補助対象事業費	補助金交付額
漁協指導強化対策事業費 補助金	20,303	19,205	18,162	17,140
①漁協経営強化特別対 策事業	3,848	3,800	2,889	2,850
②漁協指導強化対策事 業	16,455	15,405	15,273	14,290
(人件費)	(14,443)	(14,443)	(13,328)	(13,328)
(事務費)	(2,012)	(962)	(1,945)	(962)
漁協緊急再生事業利子補 給金	87,600	87,600	87,600	87,600
自主的資源管理支援対策 事業費補助金	2,407	1,800	2,400	1,800
大中型まき網漁業等対策 事業費補助金	1,013	500	1,022	500
合 計	111,323	109,105	109,184	107,040

2 組 織

漁連は、事務所を港区港南四丁目7番8号（都漁連水産会館内）に置き、役員9名（代表理事会長1名（非常勤）、副会長理事2名（非常勤）、専務理事1名（常勤）、理事3名（非常勤）、監事2名（非常勤））及び職員22名（うち都派遣職員1名）で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成15年度及び平成16年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 産業労働局 平成17年12月2日及び13日
- (2) 漁 連 平成17年12月5日及び12日

第3 監 査 の 結 果

1 事業実績について

平成15年度及び平成16年度における補助事業の実績は、表3のとおりであり、各補助事業等実績報告書を中心に監査を行った結果、事業は別項指摘事項を除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表3) 補助事業等の実績

(単位：千円)

種 別	事 業 実 績			
	平成15年度	補助対象事業費 (補助金交付額)	平成16年度	補助対象事業費 (補助金交付額)
漁協指導強化対策事業		20,303 ----- (19,205)		18,162 ----- (17,140)
①漁協経営強化 特別対策事業		3,848 ----- (3,800)		2,889 ----- (2,850)
	指導協議会 指導チーム会議 新島1回 巡回指導 大島7回 新島7回 八丈島4回 神津島7回 利島1回		指導協議会 指導チーム会議 新島1回 巡回指導 大島7回 新島6回 八丈島4回 神津島3回	
②漁協指導強化 対策事業		16,455 ----- (15,405)		15,273 ----- (14,290)
	会議、指導等 大島4回 新島3回 神津島6回 三宅島1回(下田市1 回) 八丈島3回		会議、指導等 大島6回 新島4回 神津島7回 三宅島4回(下田市1 回、三宅島3回) 八丈島2回	

(単位：千円)

種 別	事 業 実 績			
	平成15年度	補助対象事業費 (補助金交付額)	平成16年度	補助対象事業費 (補助金交付額)
漁協緊急再生事業 利子補給	漁協緊急再生事業基金 造成借入金(東京都 信用農業協同組合連 合会)に係る利子補給	87,600	漁協緊急再生事業基金 造成借入金(東京都信 用農業協同組合連合 会)に係る利子補給	87,600
	・借入利率：2.0% ・借入期間：平成15年 3月31日から平成20 年3月31日までの5 年間 ・島しょ漁協への助 成実績 にいじま漁協 神津島漁協 八丈島漁協	(87,600)	・借入利率：2.0% ・借入期間：平成15年3 月31日から平成20年 3月31日までの5年間 ・島しょ漁協への助成 実績 伊豆大島漁協 にいじま漁協 神津島漁協 八丈島漁協	(87,600)
自主的資源管理支 援対策事業	漁業者検討会 (開催3回)	2,407	漁業者検討会 (開催3回)	2,400
		(1,800)		(1,800)
大中型まき網漁業 等対策事業	大中型まき網漁業等 対策協議会 (開催3回)	1,013	大中型まき網漁業等 対策協議会 (開催3回)	1,022
		(500)		(500)

2 指 摘 事 項

(1) 共 通

ア 補助事業経費の執行を適正に行うとともに、適切に指導すべきもの

局は、漁協の経営改善等を図るため、漁協指導強化対策事業費補助金交付要綱に基づき、漁連の漁協指導強化対策事業（以下「指導強化事業」という。）及び漁協経営強化特別対策事業（以下「経営強化事業」という。）に対して補助金を交付している（平成15年度補助金額：1,920万5,000円、平成16年度補助金額：1,714万円）。

このうち、経営強化事業については、事業実施団体として、東京都漁業経営指導協会（都及び漁連を始めとする都内漁業関係団体で構成される。以下「協会」という。）が設置されており、協会が、漁連から交付される経営強化事業に係る補助金を主な財源として事業を実施している。

この協会の事務局は、漁連内に置かれており、事務局部分（6.6㎡）は漁連から賃借している。（賃借料：月額1万4,000円）

ところで、漁連における指導強化事業の執行状況について見たところ、自らに対して当該事務所部分の賃借料を毎月支払っていることが認められた。

しかしながら、この賃借料は、協会が、経営強化事業の一環として、経営強化事業に係る補助金により漁連に対して支払うべきものであり、漁連が指導強化事業として支払っているのは適正でない。

漁連は、漁協指導強化対策事業費補助に係る経費の執行を適正に行われたい。

また、局は、漁連に対して、漁協指導強化対策事業費補助に係る経費の執行について適切に指導されたい。

（東京都漁業協同組合連合会）

（産業労働局）